

ぽれぽれ通信

街のみどりを
守るために！

3・4月号
vol.75



森林環境譲与税の 譲与額の減額をSTOP!

「減額されれば、自治体のみどりへの取り組みや環境政策の継続性が損なわれる!」、山本の声が自民党本部で響き渡った。昨年末、自民党の税制調査会で森林環境譲与税の地方自治体への新たな譲与基準の政府・林野庁案が示された。去年まで年間500億円を全国の自治体に譲与し、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策に活用されていた森林環境譲与税であるが、今年から100億円増え、総額が600億円になることになり、それを機に今までの譲与基準を見直し、新たな基準が提示された。

先ず、読者の皆様にあまり馴染みがないであろう森林環境譲与税の仕組みについて説明したい。森林整備のための財

源確保については、実は、昭和60年代の「水源税構想」まで遡らなければならない。昭和60年に、林野庁が、森林の水源涵養機能を確保するために「水源税」の導入を要望した。ただ、各界の賛否が分かれたために見送りとなった。翌昭和61年に、林野庁要望の水源税構想と建設省要望の流水占用料改正を一本化した「森林・河川緊急整備税」の要望がなされたが、これも見送りとなった。

平成に入り、地方自治体を中心に地方交付税の枠外に「森林交付税」を創設してはどうか、との構想が浮上し、賛同する市町村と市町村議会議員は「森林交付税創設促進連盟」を結成し、全国規模で運動を展開した。平成15年に、

森林交付税構想を推進してきた市町村は「全国森林環境・水源税」の創設を求める方向に運動方針を転換し、更に、平成18年には、「全国森林環境・水源税」の名称から「水源」を削除し、以後、「全国森林環境税」の創設を求める運動を展開した。国の制度がなかなか進まない中、しびれを切らした地方自治体は、独自課税を導入し始め、高知県が都道府県で初めて「森林環境税」を導入し、平成28年までには37府県が森林整備を主な目的とする独自課税を導入するに至った。

一方、国は、林野庁が平成16年以降、平成17年に発効した「京都議定書」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた森林吸収量の確保に必要な

なる間伐を推進するために森林吸収源対策のための財源となる税の創設を継続的に求め続けていた。平成24年度に、「地球温暖化対策税」が導入されたが、そこには森林吸収源対策は使途に含まれなかった。従って、林野庁は、平成25年度以降、「森林環境税」の創設を継続的に要望し続けることとなった。そして、ついに平成30年度与党税制改正大綱で、「平成31年度税制改正において、森林環境税と森林環境譲与税を創設する」とことが決定された。森林環境税と森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村と都道府県が行う森林の整備とそ

の促進に関する施策の税源に充てるために創設された。

そして、令和元年度に森林環境譲与税の譲与が始まり、令和4年度には、総額500億円（市町村440億円、都道府県60億円）が譲与されている。そして、森林環境譲与税の使い道は、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成と確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進その他の森林の整備の促進に関する施策に必要なとされる費用に充てなければならない。

森林環境税はまだ課税されていない

本来、森林環境税を納税義務者に納めてもらい、それを森林環境譲与税として都道府県・市町村に譲与し、都道府県は市町村を支援し、市町村は間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用

の促進、普及啓発などを行い地球温暖化防止機能、災害防止・国土保全機能、水源涵養機能などの公益的機能を発揮して貰うのがこの制度の肝である。しかし、実は、森林環境譲与税は既に譲与し始めているが、その元となる森林環境税は今まで課税していないのである。その理由は、令和5年までの時限立法で住民税に加えて、復興特別税を課税しており、それに加えて更に森林環境税を課税するのは納税義務者への負担があまりにも大きいのでは、との配慮から復興特別税が終わるまでは、森林環境税の課税は見送ることになったのである。しかし、地球温暖化などは待ってはくれないので、本制度そのものは始めなくてはならず、初年に当たる令和元年は譲与税特別会計による総額200億円の借入金でス

タートした。翌年には、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとなり、借入金は償還し、令和2年、3年は総額400億円、令和4年、5年は総額500億円



▲自民党税制調査会で政府案に一人反対する山本



と徐々に譲与額を増加するように設定をした。これは、市町村の体制が整うことを考慮に入れた方針であった。本制度が始まるまでは、十分な財源が無かったためか、林務を担当する職員が0人の自治体が全体の4割も

占めており、いきなり多額の予算を付けたとしても対応することが困難であることが容易に想像できたために徐々に増額をしていく制度設計にしたのである。

本制度が始まり、5年が経ち、

している。

神奈川県内では、小田原市の木材利用が注目を集めている。同市では、地域産木材の利用拡大を図るため、市内の小中学校の内装木質化を実施している。令和4年度には、地域産のスギ・ヒノキの間伐材を34㎡活用して、大窪小学校の腰壁や天井、室名札、机や椅子などの木質化を行った。低質材も積極的に活用することで、川上への利益還元、安定的な森林経営にも貢献している。学校の木質化後は、児童に木質化の意義を伝える学習や、端材を使ったワークショップを行うなど普及啓発も行っている。勿論、このような取り組みが実現できているのも森林環境譲与税の制度が出来たからこそである。

▲みどり豊かな神奈川県4区(栄区、鎌倉、逗子、葉山)

森林環境譲与税による市町村の主な取り組み実績は、間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発のほとんど項目で毎年増加している。例えば、令和4年度の森林整備面積は、令和元年の約7倍となるなど、着実に取り組みが進展

これが政治の力強さ ダイナミズムだ！

そして、令和5年までの時限立法である復興特別税の課税が終わるので、令和6年からいよいよ森林環境税が課税され、譲与額が100億円増え、総額600億円となることになった。そこで、林野庁は総額が変わるこのタイミングで現行の譲与基準を見直して新たな基準を設けることとした。現行の譲与基準は、50%・私有林人工林面積、30%・人口、20%・林業就業者数としていた。つまり、森林5・人口3・就業者2の割合で森林環境譲与税を自治体に譲与していたのである。それを林野庁は、もっと山を抱える自治体に譲与額を増やすべきだとの考えのもと、森林6・人口2・就業者2の割合に譲与基準を変更

しようとする案を提示してきた。しかし、6・2・2の割合では、山本の地元である神奈川4区の横浜市、鎌倉市、逗子市、葉山町は全て譲与額が減額となる。緑豊かな市町ではあるが、人口が密集し森林面積が狭い、となると新たな基準では減額になってしまうのである。神奈川県内の33市町村の内、実に22市町村が減額の対象自治体であった。

山本はそんな馬鹿な話があるか、と憤慨し、税制度を取りまとめる自民党の税制調査会に乗り込み冒頭の発言が飛び出したのである。山本の政府案への反対の論陣の要旨は、①総額が増えるのに自治体によって減額になるのはおかしい、②突然に減額されれば、政策の継続性が損なわれる、③地方を増額して都

市部を減額すれば、地方で木材を育てても都市部での木材の利活用が促進されない。

但し、自民党は地方選出の議員が圧倒的に多く、彼らの地元への譲与額が増えることを歓迎しており、山本は多勢に無勢であった。しかし、それでも諦めずに反対の論陣を張った結果、政府案は、見直されることになり、森林5・5・人口2・5・就業者2となり、山本の地元である横浜市、鎌倉市、逗子市、葉山町はもとより、神奈川県内の全ての市町村が増額となった。まさに、大どんでん返しであった。従って地元紙である神奈川新聞でも党税調での山本の活躍が報道されたのである（冒頭写真参照）。これからも地道にしっかりと仕事していく山本の姿を引き続き本紙で報告していきたい。



駅で「ぽれぽれ通信」をお配りしております
駅頭活動報告

「頑張ってくださいよ!」と握手やグータッチを求めて声を掛けて頂いた方が複数名。いやはや、この寒空の下、無茶苦茶有難い!皆様からパワーを頂いて全力で頑張れます!

朝の6:30~8:30までの2時間にわたり、4区内の下表の駅で活動をさせていただいております。

※雨の日は靴と傘をお持ちの皆様が多いので、駅頭活動を控えています。



前回の「ぽれぽれ通信」配布数

11月・12月集計分

駅名	11月	枚数	12月	枚数	前月比
逗子駅	22日(水)	287	4日(月)	258	↓
逗子・葉山駅	6日(月)	175	1日(金)	212	↑
鎌倉駅(東口)	16日(木)	217	22日(金)	230	↑
鎌倉駅(西口)	24日(金)	216	5日(火)	223	↑
大船駅(西口)	14日(火)	225	19日(火)	230	—
大船駅(モノレール口)	29日(水)	184	7日(木)	180	—
大船駅(東口)	1日(水)	232	8日(金)	264	↑
大船駅(笠間口)	13日(月)	221	11日(月)	217	—
本郷台駅	20日(月)	268	20日(水)	260	—
港南台駅	15日(水)	152	14日(木)	151	—
	11月配布合計	2177	12月配布合計	2225	

簡単にアクセス
できます!

(旧Twitter) facebookは本人がやっています

専用のアプリをダウンロードして右のQRコードを読み取りください。(iPhone除く)



HP

山本ともひろプロフィール

経歴

- 関西大学 商学部 卒業
- 京都大学 大学院 修士課程(法学)修了
- (財)松下政経塾 卒塾 (21期)
- 米国ジョージタウン大学 客員研究員、その後、会社員を経て
- 平成17年 衆院選 初当選
- 平成26年 文部科学大臣政務官・復興大臣政務官 就任
- 平成27年 オリンピック・パラリンピック大臣政務官 就任
- 平成29年 防衛副大臣・内閣府副大臣 就任
- 平成30年 自民党 国防部会長 就任
- 令和元年 防衛副大臣・内閣府副大臣 就任
- 令和3年 自民党 文部科学部会長 就任

自由民主党
衆議院議員 (5期 15年)

神奈川4区(栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町)
昭和50年(1975年)生まれ
48歳 鎌倉在住



分かりやすいと大人気!

国会見学案内実施中!

国会を山本ともひろと一緒に見学してみませんか?

「政治が身近に感じられた」「分かりやすく、楽しかった!」と大人気の見学ツアーは無料で行っています。詳細は下記の事務所まで、お気軽にお電話ください。



ぽれぽれ通信って何?



「ぽれぽれ」は、ケニアの公用語のスワヒリ語で「ゆっくり、ゆっくり」という意。私は、ケニア・タンザニア米国大使館同時爆破テロの現場(ケニア)に居合わせたのがきっかけで政治家を志しました。

一度に全てを変えることは無理でも、諦めず、ゆっくりでも少しずつでも政治を変えていきたい。そうしなければこの国は良くなる...。そしてその活動を皆様にお伝えしていきたいという想いを込めて、この冊子を作っています。



山本ともひろ事務所リスト

本部事務所

神奈川県鎌倉市大船1-22-2 つるやビル 301
TEL:0467-39-6933 FAX:0467-39-6943

国会事務所

東京都千代田区永田町2-1-2 第2議員会館 1110号室
TEL:03-3508-7193 FAX:03-3508-3623

令和6年(2024年)3月1日発行 第75号

※本誌は、隔月(1、3、5、7、9、11月)発行の機関誌です。バックナンバーについては上記事務所までご連絡ください。またHPにも掲載しておりますのでご覧ください。